

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字高虫字高都原三四四番一地 先から同市大字高虫字小日洋一一六七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年十二月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三二〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>